

## 三浦市ボランティア登録基準

### (目的)

第1条 三浦市におけるボランティア活動の意識の高揚と市民の活動支援を図るため、ボランティアの登録に関し必要事項を定める。

### (登録内容)

第2条 上記の目的達成のため、次のいずれかの分野に該当する者及び団体は登録することができる。

1. 防災に関する分野
2. 国際交流に関する分野
3. 芸術文化に関する分野
4. 教育に関する分野
5. 緑化推進に関する分野
6. 自然環境保全に関する分野
7. 観光に関する分野
8. スポーツ・レクリエーションに関する分野
9. 防犯に関する分野
10. まちづくりに関する分野
11. 人権・男女平等に関する分野
12. 福祉・保健に関する分野
13. 平和に関する分野
14. 郷土史に関する分野
15. その他ボランティア活動に関する分野

### (登録方法)

第3条 三浦市ボランティア登録（以下「ボランティア登録」という。）に登録しようとする者は、個人にあつては三浦市ボランティア登録申込書（第1号様式）を、団体にあつては三浦市ボランティア登録申込書（第2号様式）にて、申請し、市長は、その内容を確認し、適当と認めたときは三浦市ボランティア登録台帳（第3号又は4号様式）に登録する。

### (登録期間)

第4条 三浦市ボランティア登録者（以下「登録者」という。）の登録期間は2年とする。ただし当該登録者から申し出がない場合には、期間を自動更新するものとする。

### (登録の変更)

第5条 登録者の登録事項に変更が生じたときは、個人にあつては三浦市ボランティア

登録申込書（第1号様式）を、団体にあつては三浦市ボランティア登録申込書（第2号様式）を、速やかに届け出なければならない。

（登録の取り消し）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者の登録を取り消すことができる。

- （1）登録者から三浦市ボランティア登録辞退届（第7号又は8号様式）の提出があったとき。
- （2）公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- （3）施設及び設備等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- （4）登録の内容を偽り、又は誤りを知つていて訂正を申し出なかつたとき。
- （5）ボランティアの地位を利用し、宗教・政治活動を行ったとき。
- （6）社会的信用を失墜するような行為があつたとき。
- （7）その他市長が登録者としての適正に欠けると認めるとき。

（登録情報の利用申込）

第7条 ボランティア登録情報を利用する者は、原則として利用を希望する日の30日前までに、市長に三浦市ボランティア登録情報利用申込書（第5号様式）を提出するものとする。

（登録情報の利用方法）

第8条 市長は、利用申込みの内容を確認し、適当であると認めたときは、三浦市ボランティア登録利用申込者に三浦市ボランティア登録台帳（第3号又は4号様式）の閲覧により情報提供するものとする。

（利用情報報告）

第9条 利用者は、利用した日から起算して30日以内に、市長に三浦市ボランティア登録情報利用報告書（第6号様式）を提出するものとする。

（情報提供）

第10条 市長は、必要に応じて郵便、電話、その他の方法で登録者に情報提供を行うものとする。

（附則）

この基準は、平成17年10月17日から施行する。

（附則）

この基準は、平成21年9月1日から施行する。（平21.9.1改正）